

青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム

テーマ：子供の性被害の根絶を目指して

平成 29 年 7 月 3 日

パネルディスカッション

「スマホ時代の子どもたちに大人ができること」

兵庫県立大学 環境人間学部 准教授 竹内 和雄

スマホ時代の子どもたちに 大人ができること

【インターネットにおける子供の性被害の危険性】

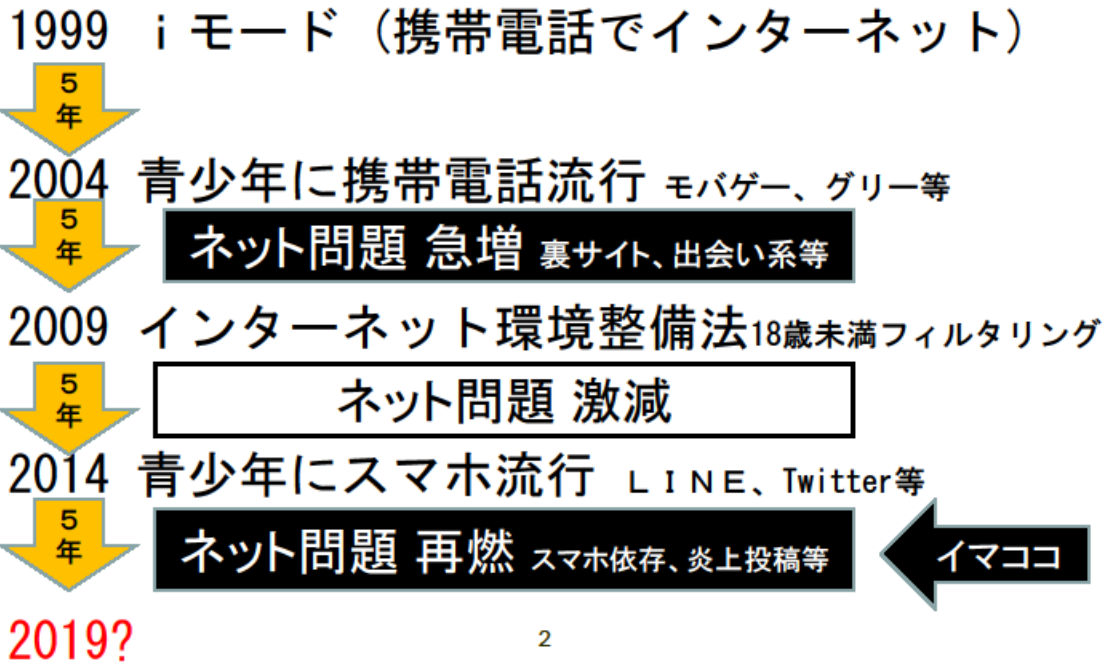
兵庫県立大学 竹内和雄

兵庫県立大学からきました竹内と申します。よろしくお願いいたします。

元々、大阪の寝屋川市の中学教員で、20年間生徒指導等をやっておりました。その後、5年間、市教育委員会の指導主事として教育行政に関わり、今、大学の教員として6年目です。

中学校の教員、市の指導主事として、子どもたちと緊密に接してきた経験があり、大学では「困っている子どもへの対応方法」を研究しています。現在は子どもとネット問題等について、文科省、総務省、警察庁等と協力しながら研究をしています。

青少年のネット問題の推移

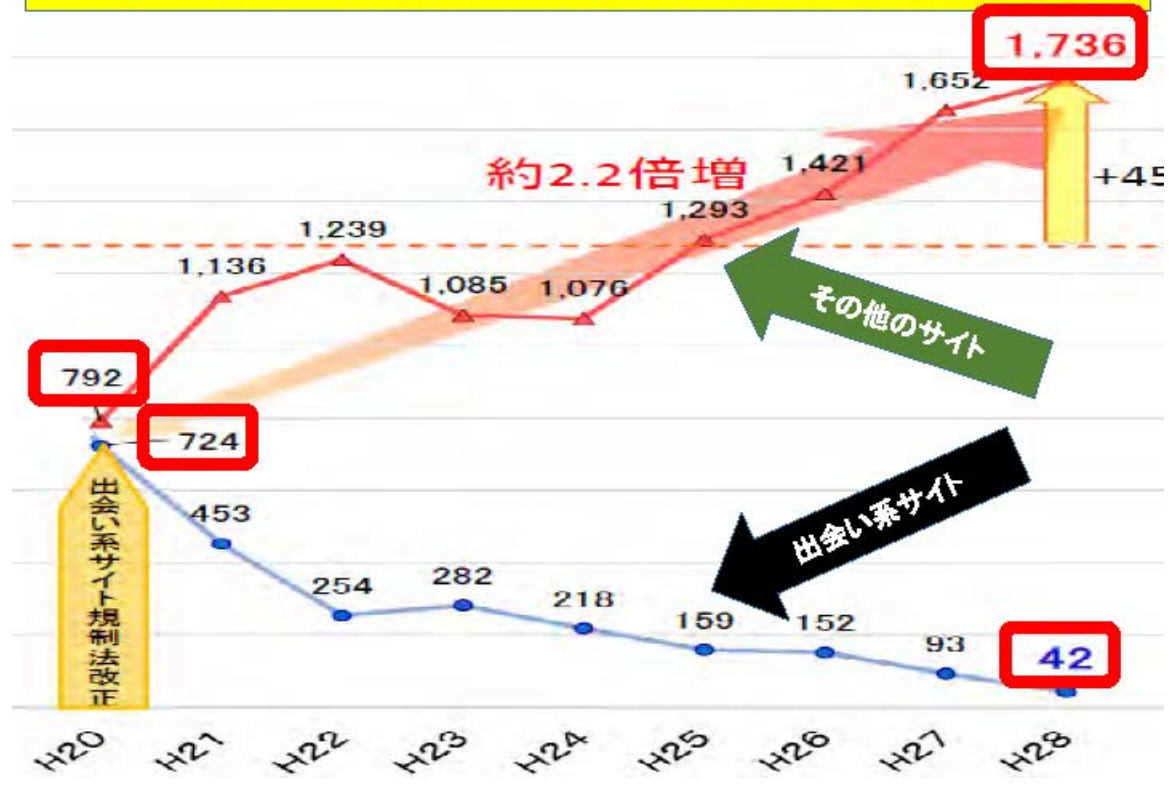


2

まずネット問題の推移について説明します。だいたい5年間隔で進んでいます。

1999年にiモードができ、5年経って、ガラケーが子ども達に急速に普及します。5年経って、「これはたいへんだ」と青少年インターネット環境整備法ができました。功を奏しまして、ネット問題、ガラケーの問題は激減しましたが、さらに5年経って、今度はスマホが大流行しました。今、2017年です。本当ならば5年くらい経たないと解決しないのですけれども、本当に「待ったなし」の状況です。

コミュニティサイト等に起因する児童被害警察庁



これは先程、警察庁の方が出されたグラフに私が加筆したものです。非常に警察等ががんばりました。平成20年、出会い系サイト規制法ができて状況が大きく変化します。出会い系サイトの被害は平成20年度には724件あったのが平成28年度には42件。警察等の働きかけ等に事業者が対応して、どんどん減ったのだと理解しています。それに反比例するように、この平成20年度は792件あった「出会い系サイト以外のサイト」での被害が、平成28年度は1,736件と急激に増えました。

出会い系サイト規制法改正H20

出会い系サイトに義務

①届出

②児童禁止明示

③児童でない確認

→運転免許証等

「出会い系サイト規制法」では、事業者に多くのことが義務づけられました。「届け出の義務」「児童禁止の明示」「児童でない確認」等ですが、運転免許証等での証明等を求める等まで徹底しました。

こういう対策の成果で、「悪い大人が出会い系サイトでは、子ども達に会えなくなった」ということだと考えています。そこで、「悪い大人」はコミュニティサイトに移りました。

コミュニティーサイト等に起因する児童被害警察庁

平成27年(1652人)

平成28年(1736人)



これも先程、警察が出された資料ですが。平成27年の被害児童の第1位はTwitterですが、それが平成28年にさらに増えました。97.3%増です、Twitterを除くと被害児童は減っていますが、Twitterが増えたので、全体の数字も増えてしまったのです。

Twitterでの被害児童数は、平成27年上半期85人、下半期141人。平成28年上半期180人、下半期206人と、どんどん増えています。日本の性被害の問題には、Twitterが占める割合は非常に大きいと言えるでしょう。

日本の他の業者の問題を見てみると、「ひま部」が平成28年から登場しています。「小学生から大学生の学生だけが利用できるサイト」とうたっています。そこに「悪い大人」が入り込んで被害が起きている可能性が高いです。今、警察庁の方、「ひま部」の運営会社と相談して、うちの学生達がパトロールをしています。学生たちが良くない書き込みを発見したら、運営会社に通報しています。かなり成果が上がっていると思っています。警察が主導してくれているのでできることです。Twitterはアメリカの会社なので、日本の警察の力が及びきれていないのかもしれませんが、センシティブな問題かもしれませんが、日本の子どもたちを守るために重要な問題です。

今のネットの子ども達の今の状況を少しお話しします。彼らは情報の受信者から発信者になってきています。子どもでもスマホがあれば、簡単に発信できます。子どもたちはよく、「ツイキャス」とか「ミクチャ」とか言います。正確には「ツイートキャスティング」「ミックスチャンネル」ですが、生中継や動画編集が簡単にできます。昔は動画をアップしたり、動画編集したりするにはそれなりの知識が必要でしたが、今ではこういうサイトで、中学生でも簡単にできてしまいます。最近、小学生がやっている例も多数聞きます。動画で生中継すると、当然いろんなものが映りこみます。当然、新しいトラブル源になってしまっています。

先程から言っている Twitter についても少し話しましょう。先程「#援交 原宿」で検索してみるとこんな言葉が目飛び込んできます。「有別2 生外別3 中4」 わかりますか？ 警察の方と研究してみると。「有」とは「避妊具を装着する」ことを意味し、「別」は「ホテル代金別」で、「2」は「2万円」ということでしょう。他は推し量ってください。こういう生々しい記載がツイッターで1回検索したら出てきます。援助交際の募集です。

「援助交際」という言葉をよく耳にしますが、これは紛れもない「売春」です。「売春」は日本社会ではこれまで、子どもが目にすることができない特殊な場所で行われてきました。先人たちの知恵だったのでしょう。江戸時代は遊郭、戦前は赤線、昭和になるとソープランド、テレホンクラブ……。それが今は、子どもたちが最もよく使うアプリで募集が行われています。子どものすぐそばで行われています。日本は先進国と言われているが、これは異常な状況です。このままで良い訳がありません。こんな状況を私たち大人はどうしていけば良いか、みんなで考えなければいけないと思います。

大阪スマホサミット(2016年)

面識がない人とLINE等

小学生 25.2% (4.9%)

中学生 42.3% (8.7%)

高校生 60.4% (22.0%)

実際に会った

以下の数字は、私が大阪の子ども達と一緒に調査したものです。面識がない人とLINE等をしたことがあると答えたのは、小学4～6年生25.2%、中学生42.3%、高校生60.4%。さらに、高校生の22%が「ネットで知り合って、実際に会ったことがある」と答えています。これが多いのか少ないのか。私たちは冷静に議論しなければいけない時期にあります。

いったんこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム

テーマ：子供の性被害の根絶を目指して

平成 29 年 7 月 3 日

パネルディスカッション

質疑応答・まとめ

堀 誠に短い時間でたくさんの意見、質問を出していただきましたことに関しまして、まず御礼を申し上げます。今整理して、これから先生方に順次お答えいただこうと思いますが、時間の関係で割愛させていただく部分も多少出てしまいました。それについては、大変申し訳ございませんが、ご了承いただければと考えております。

それではまず初めに石橋先生に 2 点ほどお答えいただきたいと思います。

1 つは児童買春の被害における青少年の表面的動機から、その根本である心理的欲求に触れる際に気をつけるべき点は何か。また接触した際、心を開いてもらう心理的に触れるために心がける点は何でしょうかということ。

それからもう 1 つ、司法、医療、福祉、教育機関などが連携したサポートチームについて、具体的な取組をされている例について教えていただきたいということです。先生、お願いします。

石橋 ご質問ありがとうございます。まず最初のご質問ですが。繰り返しになりますけれども、子供と接していて、表面的動機から、その核心である心理的欲求に触れる時に、どのような点を気をつけなければならない話ですけれども、これはここにお集まりの皆様方、そういった子供たちと接する機会が可能性としてはおありかと思しますので、まず 1 つは、大切なのは断罪的にならないということです。つまり、これは犯罪だ、お前はとんでもないことをやったのだというような、そういった観点から子供を責めるというようなことは、まず避けるべきことであります。一時的にご自身が持っている価値観とか物差しとかを、ちょっと脇においといて、子供とまさしく同じ目線で接して話をしていくということが、基本的には大切ではないかなと思います。

背景にあるものが何なのかというのは、当然ある程度信頼関係ができないと、そういう語りは出てこないものですから。こちらの方とすれば、あなたに対して、君のことをサポートしたいのだと。支援をしたいのだということを確認に伝えつつ、やりとりをしていくプロセスの中で、子供から、この人は自分の味方だなというような意識を持たせることが、基本的には大切なことではないかなと思います。これはたぶん年齢には、あまり関係ないことだと思います。

2 つ目として、サポートチームということで、いろんな機関、いろんな立場の人達が連携する形で、こういったチームが立ち上がることもあるわけですが、ちょっと 1 つ事例をお伝えしたいと思います。個別な情報はちょっと差し控えさせていただきますけれども、仮に少年 A としますかね。女の子ですが、過去にこの子は、実は性的な被害にあった経緯を持っているお子さんでした。現実に関起きている問題、もしくは起きつつある問題というのは、やはり援助交際ということで、何度かやっているというような状況の中で、学校、警察、あと子供家庭支援センター、さらに教育相談センターそういった関係機関が集合して連携をして取り組みを始めたということなのですね。何度か実はやりとりを、集まって知恵を出し合いながらしているわけですが、

サポートチームというのは全国的にかなりたくさん、やられていると思いますが、ここで進めていく上でポイントとなるのは、私は2点だと思っています。

1つは、まずご自身が部屋に閉じこもるのではなくて、関係機関がそもそもどういう仕事をやって、どんな人が担当しているのかという、分かりやすく言えば顔の見える関係づくりということが必要になってくると思います。これが1つ。

もう1つは、それぞれ実は立場の違う人達が集まっているわけですから、最初からうまくいくわけがない。ケンカしたりすることもあります。それ違うでしょう、おかしいでしょうって、やりとりをするわけですが、その意見が異なるということを前提に進めていくということが大切だということです。最初から意見が一致してうまくいくケースというのは、むしろ稀であって、そういう違った認識を持っているところが出発点なのだという意識を共有するというのが、まず大切なことではないかなと思っています。こんなことを前提として、一般的に支援が進められますという紹介でした。以上でございます。

堀 ありがとうございます。続きまして東郷先生、そして竹内先生からコメントをいただきたいと思っています。子供の性被害防止について、海外で先進的な取組をしている国についてご紹介いただければと思います。よろしく願いいたします。

東郷 これはネットでの子供に対する暴力ということだろうと思うのですけれども、あいにくそういった情報は持ち合わせていません。

やはり日本の状況はひどいのではないかなという感覚を持っております。これは国際比較した数字というのはないものですから、分からないのだろうと思うのですけれど。竹内先生、いかがでしょうか。

竹内 私は、ウィーン大学の客員研究員として、青少年のネットの問題についての会に参加しました。そこで日本は先進国だと感じました。ネット問題の先進国という意味です。

日本には「ガラケー時代」がありました。「ガラケー」は、ご存じの通り、「ガラパゴス諸島で動植物が特殊な進化を遂げたように、日本で特殊な進化を遂げたケータイ」の略です。ガラケーは日本独特のもので、日本では、ガラケー時代に子供たちが携帯電話でネットにアクセスして、多くのトラブルに遭遇してきました。しかし、こういう時期が海外にはありません。海外は、子供たちがスマホを持つようになって初めて、掌でネットができるようになったばかりです。つまり海外にはガラケー文化がなかったのです。海外の子供たちは、ネットいじめはパソコンでやっていました。日本の場合、ネットいじめといったらガラケーでした。メール、前略プロフィール、デコログ、モバゲー、グリー。

海外にはそういうのがなくて、今まさにモバイル携帯を子供たちが、iPhone といつか、スマホと同時に持っているんです。ということで、先進事例というのは、僕は日本にあると思います。

日本でそういう「ガラケー」での多くのトラブルを「青少年インターネット環境整備法」で一旦、ほぼ終結させました。素晴らしい成果でした。しかし、今、スマホになって新しい問題が起こってきています。

つまり、日本は「ガラケー時代」にネットトラブルを一度経験していますが、海外は今初めてです。この種の問題で一番詳しいのは、実は日本人なのです。

堀 ありがとうございます。続きまして安藤先生に対する質問でございます。スピリッツプログラムの関係かと思いますが、加害者の自己申告で参加ができるのか否かということ。それから知的障害者向けとある中で、障害のない方向けのプログラムはないのでしょうかという2点でございます。合わせ

て、その他の論点についてもお答えいただければと思います。よろしく願いいたします。

安藤 ご質問いただきました皆様におかれましては、誠にありがとうございました。まずは関心を持っていただけたことだけでも、本当にありがたく存じます。

このプログラムは、障害のない人にも実施できるのかというご質問ですが、これまで何の治療的な取組が行われてこなかったことに対して、それはおかしいということで、障害があっても実施できるプログラムを作ろうという思いから、本プログラムを開発しました。ただし、もちろん学ぶべきプログラムの内容自体は、障害のない方にも共通しており、目的も同じですので、障害のある方、ない方のどちらにも実施可能と考えていただければと思います。

それから、「どうやって参加者を募るのか」「同意がとれるのか」というご質問ですが、こういったプログラムは、やはりご本人のモチベーションが大切だと思っていますので、地域定着支援センターなどと協力して、まずはこちらからお声がけして、ご本人の同意が得られた方や、プログラムを受けたいという自己申告された方に参加していただくのですけれども、知的障害がある方の場合には、その同意能力というところでも問題が生じることがありますので、その場合には、保護者の方にもご説明申し上げて、保護者の方も同意された場合に実施するようにしております。

それからいくつかご質問いただいた中には、たとえば性犯罪の被害者あるいは加害者の支援をする際には、支援する側が代理受傷という形で、辛い状況を聞いて傷ついたりとか、あるいは加害行為の内容を聞いて傷ついたりしないかというご質問がありました。これは、私達自身もすごく大切なところだと思っています。だからこそ、支援者側のネットワークを作りたいと思っております。そうしたネットワークの中で、お互いに支援者同士もつながっていくことが大切だと思っています。

また、将来的な治療効果について、数値的な目標があれば教えてくださいというご質問もいただいたのですけれども、この数値に関しては、まだ始まったばかりですので、今すぐにはお答えできないのですが、逆に言えば、このネットワークが広がって、支援者が広がれば広がるほど、高い目標の数値を出せると思うのです。今後、研修等も行っていきたいと思っておりますので、ぜひ高い目標の数値を掲げられるよう、加害者治療のプログラムに、ぜひ皆様にも参加していただいて、地域全体で、そして個人でも、こういった取り組みを進めていただければと思っております。もし関心をもっていただけの方がおられましたら、ご連絡いただければと思います。一人でも二人でもつながることができればと思っております。以上でございます。

堀 ありがとうございました。それでは続きまして、JKビジネスの実態ということであります。警察庁の小西課長、それから竹内先生から、コメントいただきたいと思っております。

小西 私からは全国の一般的なJKビジネスの状況ということでご説明します。参考までに、私の配布資料の中に「いわゆる「JKビジネス」問題に対する警察の取組（平成29年4月中の取組結果）」がございますので、そちらも参考に参照してください。

まずJKビジネスの店舗の実態については、これまで統一的な統計というのは特に取っておりませんので、いわゆる店舗型以外の無店舗型というものも含めて、今全国調査をしております。ただ、これまで、都道府県警察から報告を受けた全体の印象としては、警視庁、大阪、愛知、神奈川と、だいたいこの4大都府県で9割ぐらいを占めているように思います。たとえば福岡とか兵庫とか北海道とか、そういうところでは目立った動きがないという報告も受けておりまして、4大都府県を中心に店舗展開しているのかなというところがございます。

あといわゆる違法行為の検挙の関係ですけれども、だいたい平成 24 年頃からこういった営業が見え始めまして、その直後から営業が、たとえば労働基準法の有害営業にあたるんじゃないかということで検挙をしたり、あるいは実際、バイトの女の子が性被害にあったということで検挙したりということが、ずっと続いてきておりました。検挙についても、だいたい今、申し上げたような 4 大都市圏中心にこれまで行われてきているというところでございます。

ただ、昨今新聞記事もございましたけれども、愛知県も条例があるのですが、警視庁の条例で、初めて無店舗型も規制しています。無店舗型というものも、今後増えるのではないかとということで予想しております。そうなってくると、県境を越えて、他府県にも広がってくるということもございまして、そういう点では、警戒をしているというところでございます。

竹内 まず JK とは「女子高生」の略です。皆さんに問題提起しておきたいのは、最近、よく使われているのが、「JC」「JS」。分かりますか。「JC」は「女子中学生」、「JS」は「女子小学生」の略です。この種の問題は、小学生が被害者になることも想定しておかないといけません。

「JK ビジネス」というのは、「女子高生を売り物にした商売」程度の意味でしょうか。「耳かき」「散歩」「お話とかデート」「撮影」「ガールズバー」「マッサージ」等があります。先日、女子高校生にこういった行為を示して「どれが一番いやですか？」と聞いてみました。彼女たちは、予想通り、接触する行為、「耳かき」「マッサージ」等に強い嫌悪感を示しましたが、「お散歩」なら「時給が高ければやろうと思う子がいるかもしれない」と発言する子がいました。「怖いことがあっても逃げられる」というのが理由でした。「密室でのお話等は、逃げられないから怖いので、時給が高くてもしない子が多いと思う」と話していました。

それから、先程おっしゃった通り、東京都、愛知県では、JK ビジネスについての条例をすでに作っています。他の自治体でも検討を始めているところが複数あります。私は、個人的には条例、法律が必要だと考えています。女子高校生がガールズバー等、お酒が入る場所であるアルバイトが合法らしいのですが、そういう服装をして、お客さんがお酒を飲んでいるところでアルバイトすることは、非常に危険だと思います。個人的な意見です。

堀 ありがとうございます。続きまして、これは竹内先生に質問で、社会生活のあり方みたいな観点での質問かと思えます。スマホなどの普及によって、ネット上でのいわゆる買春が増えている中、社会的にも関心が高まっているが、児童がいる大人達は、なぜスマホを与え、自由にネット環境ができる機会を与えてしまうのでしょうか。今、インターネット、あるいは携帯、スマホというのは生活には欠かせない道具になっているわけなのですが、そのような社会状況の中で、どのように子供を有害な環境から守っていくのかということです。

竹内 非常に難しい質問です。私はもともと中学校の教員でした。10 年くらい前、「ガラケー」が大きな問題になった頃、私たちの学校は「こんな危険なものを中学生に持たせてはいけない」という意見が多く、「禁止」「使わせない」方向で動きました。禁止すると子供たちのトラブルは一旦、闇に潜ります。教師には情報が入らなくなります。教師の耳に入るのは、にっちもさっちもいかない、大きなトラブルになってからです。そこで、持っていることを前提に、「賢く」「正しく」使う方法を子供たちと一緒に考えるようになりました。生徒会や学級で話し合う。そうしていくと、トラブルはどんどん減っていきました。もう、「禁止」が通用する時代ではないと思います。

堀 ありがとうございます。ネット時代における子供を取り巻く環境という観点では、最初の基調講

演で石橋先生からもお話があったかと思しますので、石橋先生からも合わせてコメントをいただきたいと思ひます。お願ひします。

石橋 今、竹内先生からご指摘があったように、たぶん正解はないと思ひんです。ただ、恐らく効果があると思われるのは、子供に買ひ与えるということではなくて、買ひ与えることを前提とした情報のリテラシー教育というものが、家庭と学校と地域で行われるかどうかという部分です。

具体的に申し上げれば、子供たちに免疫をつけるワクチンを打てるかどうかという話です。これは実は実践しているところがありまして、危険なことを安全な場所で教える。クラスの中、情報教室の中で先生が掲示板に対する書き込みを子供たちにさせながら、クローズドな状況で危険なことを体験させるということですね。ですから、それは外には出ることがないわけですが、こういうことの積み重ねで一定の効果があるという報告も出ております。

そして、やってはいけないのは、子供たちに対する脅しの教育です。こんなことをやったら、とんでもないことになるぞ。こんなことをやれば、こういう結果になるぞ。確かに、100人子供が聞いていて、恐らく97、98人は、それは理解します。でも一方で、そういう情報に対して、リスクの高いお子さんがいるのも事実です。そういう子供達がそういう情報を得ることによって、逆に興味関心を持ってしまふという現実もあるということですね。

したがいまして、非常に難しい問題ではありますけれども、まず我々がやるべきことというのは、教育ということが一番大切なことではないかと考えております。以上でございます。

堀 ありがとうございます。会場の皆様からいただいた質問を私の方で整理させていただきまして、それに対するコメントを今いただきました。

その他にパネリストの先生方、追加でコメントがもしございましたら、お願ひできればと思ひますが、では小西課長、お願ひします。

小西 手前味噌で恐縮なのですが、今日お配りした資料の中に、警察庁と文部科学省の連名で、子供たちに向けて夏休み前に、スマホの持っている危険性について注意喚起するリーフレットを入れてございます。

これについては、文科省と警察庁のコラボということで、結構珍しい内容となっています。今回初めて大臣メッセージと共に出したところでございます。その中の事例とかは、文科省的にはかなり新鮮な内容だったかもしれませんが、具体的に自画撮り被害というのが、どういふふうになっていくのかということ、実際に中高生の皆さんに分かってもらうということで、こういった作業を進めております。これが実際にお子さん、あるいは学校の先生の手元に渡り教養されるということでございます。ご紹介いたします。

堀 ありがとうございます。

竹内 先程、先生がおっしゃったように、教育が非常に必要だと思ひます。危険なことはきちんと危険だと教えないければならないと思ひます。命に関わることです。スマホを持ちだすのが、小学3、4年生ぐらいからになっています。ですから、小学1、2年生ぐらいから教えていければならないと考えています。

たとえば私、うちの学生達は、神戸市の全部の小学校、たつの市、養父市、三木市等で情報モラル教育を行っています。今日の議題とは少し外れるかもしれませんが、LINE等での誤解がトラブルに発展する事例等を紹介しています。こういう取り組みが功を奏したのか、当該地域で、いじめが減ったと

いう報告を受けました。もちろん、学生たちの力はほんの一部で、先生方、がんばりの成果だと思えます。何が言いたいかというと、スマホはもちろん危険なこともあります、便利なこと、楽しいこともたくさんあります。だからなかなか減らない。それを踏まえて、先に利活用のための教育がなにより必要だと思っています。こういうことを含めて、どんな教育がどの時期に必要なか。日本が本当の意味の「ネット先進国」になるために、みんなで考えていかなければいけないと思います。

堀 ありがとうございました。それでは時間になりましたので、これでパネルディスカッションを終えたいと思います。パネリストの先生方、大変お疲れさまでした。

私なりにこの発表を伺い、まとめてみましたので最後に申し上げます。

子供の性被害の防止ということが今日のテーマだったのですが、この特徴の一つは、必ず始まりがあるということ。性行動との関係でありますとか、家庭環境、あるいはデートDVなどに関連して起きることが多いということ。それからもう一つは、いったん起きてしまうと現在のネット時代の特性で匿名性とかスピード性というものが、過去とは比べ物にならないことから、加速度的に深みにはまってしまう可能性があるということでありました。

では、どう対処するかということで、各先生方のおっしゃっていたことをまとめてみますと、教育の普及、家庭の支援、情報の普及ということ。もうちょっと具体論でいきますと、たとえばネット時代のリスク回避、リテラシーを教える。あるいは居場所の確保とか、自己肯定感。これはネット時代であろうとなかろうと必要なこと。

それから被害の拡大の防止のためには、加害者の更生でありますとか、あるいは被害を拡大させないために、そもそも被害実態をきちんと把握できるような環境づくり、申告のしやすさ、こういったものが必要である。さらにこれらをそれぞれの立場の方が連携して取り組んでいく。その際には、小さい差異というものはあるけれども、それにいちいちこだわらず、大きな目的に向かって、それぞれの立場で連携されるということが大事。

今日、会場にいらっしゃった方の中には、ボランティアの方、あるいは研究者の方、様々な方がいらっしゃるかと思いますが、それぞれの立場でそれぞれのご興味、関心を持たれ、また、一私人として、あるいは家庭においては親の立場として、いろいろな考え方を持っていていらっしゃると思います。

どうぞ今回のディスカッションを機に、それぞれのお立場でお考えいただいて、子供の環境をより良いものにしていくということで、ご尽力いただければと思う次第でございます。大変長時間お付き合いいただきまして、ありがとうございました。